簡易評価型プロポーザル提案書評価要領 (長岡市道の駅観光周遊事業業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における 提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とします。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、評価委員会を設置して行います。
- (2) 評価委員会の委員は別に定め、観光・交流部観光事業課が庶務を行います。
- (3) 評価委員会は、提案書の提出者かつヒアリング参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者1者を選考します。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とします。
- (2) 提案書のヒアリングは、各事業者3人以内、15分間の持ち時間で提案書に基づいて説明を行い、質疑応答を10分間行います。※別途5分の準備時間があります。
- (3) 提案書の記述項目、ヒアリングの内容及び説明者に関して、選考評価基準を基に各委員が採点します。
- (4) 各委員の評価点数を事業者ごとに集計し、点数の最も高い事業者を最優秀者として特定します。

4 選考評価基準

評価項目	配点
提案書・ヒアリング評価	
○業務遂行能力・担当者の経歴や実績等は評価できるか。・業務推進体制及び担当者等が明確であり、本業務を円滑に 実施できる体制が整っているか。	30 点
○企画力・構成力・市内道の駅の回遊を促す企画となっているか。・ターゲット層が楽しめる企画となっているか。・体験参加型のミッションが工夫されているか。・長岡を PR できる要素が組み込まれているか。	40 点
○道の駅への経済効果・道の駅への経済好循環が見込まれる要素があるか。	20 点
○情報発信・ターゲット層に届く情報発信となっているか。	10 点
○アンケート・十分なデータがとれるアンケート手法となっているか。	10 点
○コミュニケーション力・質問に対する応答が明快で的確であるか。・提案書の説明が明快で的確であるか。	10 点
総合評価 (得点の合計)	120 点